

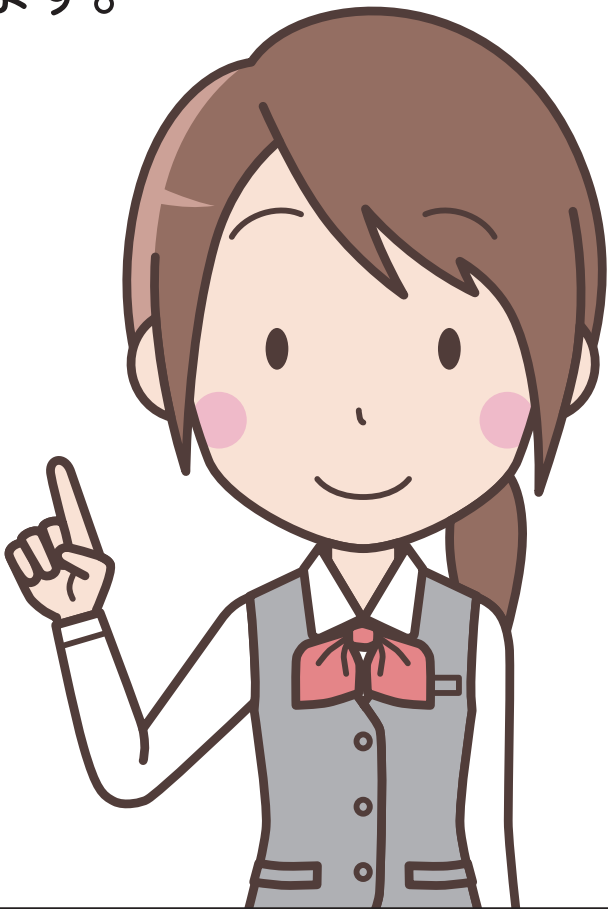
後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

平成30年8月から、高額療養費制度が変わります。

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた**自己負担限度額(高額療養費算定基準額)**を超えて支払った医療費を払い戻す制度です。自己負担限度額(月額)は、個人もしくは世帯の所得に応じた**「所得区分」**によって決まっており、下表のように変わります。

平成30年7月まで

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		標準負担額(1食当たり食事代)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)	入院時食事代	療養病床
3割	現役並み所得者	57,600円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、 (医療費-267,000円)×1%を加算 (多数回該当の場合44,400円)※1	460円	460円 又は 420円
1割	一般	14,000円 年間上限額は 144,000円	57,600円 (多数回該当の場合44,400円)※1		
	低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	8,000円	24,600円	210円 (長期入院は160円)	210円
	低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	8,000円	15,000円	100円	130円



平成30年8月から

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		標準負担額(1食当たり食事代)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)	入院時食事代	療養病床
3割	現役並みⅢ (課税所得 690 万円以上)	252,600円 医療費が 842,000 円を超えた場合は(医療費－842,000 円)×1%を加算 (多数回該当の場合 140,100 円)※1		460円	460円 又は 420円
	現役並みⅡ (現役Ⅱ)※2 (課税所得 380 万円以上)	167,400円 医療費が 558,000 円を超えた場合は(医療費－558,000 円)×1%を加算 (多数回該当の場合 93,000 円)※1			
	現役並みⅠ (現役Ⅰ)※2 (課税所得 145 万円以上)	80,100円 医療費が 267,000 円を超えた場合は(医療費－267,000 円)×1%を加算 (多数回該当の場合 44,400 円)※1			
1割	一 般	18,000円 年間上限額は 144,000円	57,600円 (多数回該当の場合 44,400 円)※1		
	低所得Ⅱ (区分Ⅱ)※2	8,000円	24,600円	210円 (長期入院は160円)	210円
	低所得Ⅰ (区分Ⅰ)※2	8,000円	15,000円	100円	130円

※1 多数回該当の自己負担限度額は、過去 12 か月以内(診療当月を含む)に 3 回以上高額療養費が支給されている場合に 4 回目以降は記載の各負担金額が自己負担限度額となります。
※2 認定証の適用区分には、()内の表記で記載されます。

医療機関を受診する際、下記認定証を提示すると、窓口負担が自己負担限度額までになります。

「現役Ⅰ」及び「現役Ⅱ」に該当する方

➡

「限度額適用認定証」
※新たに「限度額適用認定証」の申請が必要です。

「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に該当する方

➡

「限度額適用・標準負担額減額認定証」
※入院時の食事代も減額されます。

認定証の交付を受けるには、お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口で、申請手続きを行ってください。
後期高齢者医療制度に加入前の保険で認定証を受けていた方も、改めて申請が必要です。

詳しくは、こちらへお問い合わせください。

お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口
又は 長崎県後期高齢者医療広域連合 長崎市栄町4番9号
TEL095-816-3930